

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年11月22日（平成28年（行情）諮問第689号）

答申日：平成29年2月16日（平成28年度（行情）答申第734号）

事件名：特定事業場において労働基準法24条に基づいて組合費を控除することができることが分かる文書の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定労働基準監督署が平成28年以降に作成取得した別紙，求人票（無効）に記載されている企業の労基法24条に基づいて組合費を控除する事ができる事が分かる行政文書」（以下「本件対象文書」という。）につき，その全部を不開示とした決定については，審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，兵庫労働局長（以下「処分庁」という。）が，平成28年8月17日付け兵労開第27号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，審査請求書及び意見書によると，おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

本件対象文書は，法5条1号ロ及びハ，6条並びに7条に基づき，個人情報を除き，部分開示されなければならない。

（2）意見書

ア 本件は，以下の理由により，対象文書は，開示されなければならない。

イ 本件で，諮問庁等は，本件特定企業の利益を損なう事を理由の一つとして，不開示にしている。

ところが，本件特定企業は，諮問庁の下部組織に対して，虚偽の求人票の内容で，求人募集を行っていた。その際の求人票が，本件に添付した求人票である。

実態は，長時間労働に加え，最低賃金を下回った賃金であった。

その上，労働者から，給料のピンハネまで行っていた事が発覚し，

その状態から「組合費」と称して、賃金から引かれていたのである。

本件添付した求人票にも記載されているが、労働組合は、「なし」となっている事から、賃金から、「組合費」を引くこと自体が、本来であれば、有り得ないし、添付した求人票の労働条件であれば、最低賃金を下回る事は、絶対に有り得ない。

本件特定企業は、組合費等をだまし取った詐欺で刑事告訴されており、本件で諮問庁等は、添付した求人票で、労働組合は「なし」と分かっている以上、特定企業の利益を損なう事を理由に、不開示にしているという事は、本件特定企業の共犯である。

ウ 本件特定企業では、何十人も国民が、虚偽の求人票で、仕事に応募しており、当然、労働条件と実態が違う事から、苦情が諮問庁の下部組織に、寄せられていたにも関わらず、諮問庁の下部組織である職業安定所は、その苦情の握り潰しを行っていたのである。

しかも、本件で、諮問庁下部組織である労働基準監督署も、その事実を知りながら、何ら調査も行っていなかったというのが、諮問庁等労働行政の実態である。

疎第1号証として、諮問庁下部組織の労働基準監督署に送付されている書面を提出する。

この書面でも分かるように、諮問庁の下部組織は、労働者に対して、本件特定企業が主張する所定労働時間や残業時間さえ、回答していない事が分かる。

本件で、諮問庁等は、特定企業の権利、競争上の地位その他正当な権利が、害されるという理由で、不開示決定を行っているが、つまり、諮問庁等は、虚偽の求人票の内容で採用された国民労働者を最低賃金未満で長時間労働させ、その上、給料のピンハネにまでとどまらず、24条に基づき「組合費」を控除する事が、企業の正当な利益であるという主張が本件である。

なるほど、これで、日本国民が、「過労死」や「過労自殺」が、後を絶たない事が、理解する事ができた。

諮問庁等の労働行政が、「過労死」や「過労自殺」を推進しているから、このような理由説明になっているのである。

いずれにしても、このような労働契約というのは、実態は、「奴隷契約」であり、本件は、例えるならば、奴隷の反乱であり、だから、諮問庁の下部組織である労働基準監督署等が、刑事告訴されているのである。

エ 諮問庁等は、本件で、特定企業の利益を損なう事が、不開示理由の主な理由にしているが、「組合費」と称されているのは、恐らく、労働組合費の事であると思われるが、本来、労働組合は、労働者のた

めのものであって、労働者を食い物にする組織ではない。

ところが、特定企業は、「組合費」と称して、労働者を食い物にしてきたから、刑事告訴されるに至っているのである。

本件で、諮問庁等は、きれい事ばかり、主張しているが、実際には、詐欺会社の片棒を担いでいたというのが、実態であり、本来であれば、これだけ「虚偽求人」が、社会問題になっているのであるから、本件開示請求に添付した求人票に虚偽記載があれば、徹底的に、調査を行い、是正するのが、本来の労働行政である。

しかしながら、本件で、諮問庁の下部組織等は、企業の利益を優先に労働行政を行った結果が、本件である。

諮問庁等の主張は、法令を守り、国民や労働者のために、企業活動を行っている企業の事であり、国民をだまして、搾取に次ぐ搾取を行っている企業については、該当しないという事は、言うまでもない。

よって、本件は、諮問庁等の主張する法令解釈は、適用されず、法5条1号ロ及びハ、6条並びに7条に基づき、個人情報を除き、部分開示されなければ、ならない。

(添付書類省略)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 本件審査請求人である開示請求者（以下、第3においては「請求者」という。）は、平成28年7月21日付け（同月25日受付）で、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「特定事業場の労働基準法24条に関して作成された行政文書一切」に係る開示請求を行った。
- (2) 兵庫労働局において、同月、開示請求対象文書の特定のため、請求者に連絡し補正を求めたところ、請求者から、請求する行政文書の名称等を「特定労働基準監督署が平成28年以降に作成取得した特定事業場において労基法24条に基づいて組合費を控除する事が出来ることが分かる行政文書」と補正する申出があった。
- (3) これを受け、処分庁が、同年8月17日付け兵労開第27号により不開示決定（原処分）を行ったところ、請求者はこれを不服として、同年8月21日付け（同月24日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分における法の適用条項を法5条6号から同号柱書に改めた上で、法5条1号、2号イ、4号及び6号柱書き並びに9条2項の規定に基づき不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

3 理由

(1) 本件対象行政文書及び原処分における不開示部分について

労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）24条において、賃金は、その全額を支払わなければならないとされており、法令に別段の定めがある場合又は労使の書面による協定がある場合には、賃金の一部を控除して支払うことができるとされている。

本件開示請求対象文書は、特定事業場において労基法24条に基づき賃金の一部を控除して支払うことができるとされていることが分かる行政文書であり、原処分において、その全部を不開示としている。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法5条1号の該当性について

本件開示請求対象文書のうち、特定個人の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であり、法5条1号に該当し、かつ、同号ただし書きないしハのいずれにも該当しないことから不開示情報に該当するものである。

イ 法5条2号イの該当性について

本件開示請求対象文書は、当該法人における賃金に係る事項を規律しているものであり、労使当事者間の私的な契約内容そのものを表している。その規定内容は、それぞれの使用者が適正な事業を遂行するため、どのような人事戦略をもって、どのような労務管理を採用するかという法人の戦略的な内部管理情報であるという性質を有する。

法5条2号イによれば、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該情報に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を不開示の条件としているが、この規定における「競争上の地位」とは「法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位」、「その他正当な利益」については「ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含むもの」と解されている。

これにより、本件開示請求対象文書の名称及び内容が公にされた場合には、当該法人との競争上の地位にある他の法人等に、当該法人の賃金施策、すなわち労務の施策の一端を知られることになり、法人の経営上の利点や弱点を把握され、今後の労働力の確保、特に人材の獲得の上で対抗的ないし妨害的な措置や行動をとられ不利益を被ることがあり得ると考えられ、本件開示請求対象文書に記載された内容を開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が侵害されるおそれがあるというべきであり、法5条2号イの不開示情報に該当するものである。

以上より、これらを公にすることは当該企業の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 法5条4号の該当性について

本件開示請求対象文書に記載された印影については、記載事項の内容が真正なものであることを示す認証的機能を有する性質のものであり、偽造により悪用されるおそれがあり、公にすることにより、犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、法5条4号の不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

エ 法5条6号柱書きの該当性について

本件開示請求対象文書の内容については、公にすることにより、当該企業の正当な利益を損なうおそれがあり、特定事業場が特定署との信頼関係を前提として誠実に明らかにしたものであり、これらが公にされた場合には、このような信頼関係が失われ、関係資料の提出等、特定署に対する情報提供に協力的でなくなるなど、労働基準行政機関が行う事務に関する情報であって、検査事務という性格を持つ臨検監督指導業務に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法な行為の発見を困難にするおそれがあることから、これらの情報は、法5条6号イの不開示情報に該当する。

(3) 請求者の主張について

請求者は、審査請求書の中で、「本件対象文書は、法5条1号ロ及びハ、6条及び7条に基づき、個人情報を除き、部分開示されなければならない」旨、主張しているが、不開示情報該当性については、上記3(2)で示したとおりであり、また、法5条1号ロ又は7条に基づき開示すべき特段の必要性も認められないため、請求者の主張は失当である。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-------------|-------------------|
| ① | 平成28年11月22日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年12月7日 | 審議 |
| ④ | 同月13日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ⑤ | 平成29年2月8日 | 本件対象文書の見分及び審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「特定労働基準監督署が平成28年以降に作成取得した別紙，求人票（無効）に記載されている企業の労基法24条に基づいて組合費を控除する事ができる事が分かる行政文書」であり，処分庁は，法5条1号，2号イ，4号及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は，個人情報を除き開示することを求めているところ，諮問庁は，法5条1号，2号イ，4号及び6号柱書きに該当し，不開示とすることが妥当であるとしていることから，審査請求人が開示すべきとする部分（以下「本件不開示部分」という。）の不開示情報該当性について，以下，本件対象文書を見分した結果を踏まえ，検討する。

2 不開示情報該当性について

（1）諮問庁は，おおむね以下のとおり説明する。

ア 労基法24条において，賃金は，その全額を支払わなければならないとされており，法令に別段の定めがある場合又は労使の書面による協定がある場合には，賃金の一部を控除して支払うことができるとされている。

本件対象文書は，特定事業場において労基法24条に基づき賃金の一部を控除して支払うことができるとされていることが分かる行政文書である。

イ 本件対象文書は，当該事業場における賃金に係る事項を規律しているものであり，労使当事者間の私的な契約内容そのものを表している。その規定内容は，それぞれの使用者が適正な事業を遂行するため，どのような人事戦略をもって，どのような労務管理を採用するかという事業場の戦略的な内部管理情報であるという性質を有する。

ウ 本件対象文書の内容については，公にすることにより，当該企業の正当な利益を損なうおそれがあり，特定事業場が特定署との信頼関係を前提として誠実に明らかにしたものであり，これらが公にされた場合には，このような信頼関係が失われ，関係資料の提出等，特定署に対する情報提供に協力的でなくなるなど，労働基準行政機関が行う事務に関する情報であって，検査事務という性格を持つ臨検監督指導業務に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法な行為の発見を困難にするおそれがある。

（2）当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ，上記（1）アの賃金の一部控除に係る労使の書面による協定は，労基法等において，労働基準監督署への届出を必要とされていないとのことであった。

(3) 上記(1)及び(2)の説明を踏まえ、以下検討する。

本件対象文書は、労基法24条の賃金の一部控除に係る労使の書面による協定であり、特定事業場が特定労働基準監督署との信頼関係を前提に提出したものである。そうすると、本件不開示部分が公にされた場合、当該事業場と労働基準監督機関の信頼関係が失われ、関係資料の提出等、労働基準監督機関に対する情報提供に協力的でなくなるなど、労働基準監督機関が行う情報収集等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できない。

したがって、本件不開示部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条1号、2号イ及び4号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、審査請求書及び意見書において、不開示情報は、法7条に該当すると主張する。

しかしながら、上記2のとおり、法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当であるとした部分について、これを開示することに、これを開示しないことにより保護される利益を上回る公益上の必要性があるとは認められないことから、法7条による裁量的開示を行わなかった処分庁の判断に裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められない。

(2) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法5条1号、2号イ、4号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁が同条1号、2号イ、4号及び6号柱書きに該当することから不開示とすべきとしている部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、同条1号、2号イ及び4号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子